

業務の運営に関する規定

事業所名 株式会社 エイブルスタッフ

紹介事業部

第1 求 人

1. 本所は、(取扱業務の範囲)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスの利用又は電子メールに等により明示してください。
但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、受付手数料を別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、照会の成否にかかわらずお返しいたしません。

第2 求 職

1. 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるように極力お世話いたします。
2. 求人の方には、その希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、又は希望される場合はファックスの利用若しくは電子メール等により明示します。
但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。
2. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
3. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
4. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
5. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

1. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった時にも同様報告してください。
2. 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から供託所へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の補償を受けることが出来ます。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。
4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該について正確かつ最新の内容に保つ為、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
6. 本所の取扱業務の範囲は、「全職種、中国・四国地区」です。
7. 本所の業務運営に関する規定は、以上の通りであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

令和8年6月10日

代表者

株式会社 エイブルスタッフ

代表取締役 前田政登己